

2020年2月13日更新

## 内資企業の外商投資企業への変更の際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に定める決議あるいは決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案あるいは修正済定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

## 注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 6、変更登記と株主変更等その他の変更に関連する場合は、対応する文書および証明書を提出しなければならない。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を登記機関に提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

## 外商投資企業の法定代表者変更に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に定める決議あるいは決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案あるいは修正済定款あるいは
4	原法定代表者の解任文書および新法定代表者の任命文書（株主により署名された株主総会決議あるいは株主決定、会社董事により署名された董事会決議）と身分証明書の写し
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

### 注：

- 1、本申請表は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
- 5、番号1「企業登記（届出）申請書」は、新法定代表者あるいは原法定代表者により署名されなければならない。
- 6、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株主総会決議を提出しなければならない。株式会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

## 外商投資企業株主変更（届出）に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議あるいは決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案あるいは修正済定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

### 注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
- 5、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 6、番号4について、株主より他の株主に全ての持分を譲渡する場合、株主双方により署名された持分譲渡契約を提出しなければならない。株主より株主以外の者に持分を譲渡する場合、半数以上の他の株主により署名された認可文書を提出しなければならない。通知を受領した後30日以内に他の株主が異議を唱えない場合、譲渡側株主より発行した持分譲渡に関する書面通知を提出し、株主双方により署名済の持分譲渡契約あるいは持分引渡証明書を提出し、新株主の主体資格証明あるいは自然人身分証明書の写しを提出しなければならない。会社定款に持分譲渡に関する他の規定がある場合、その規定に従う。裁判所が法により持分譲渡に係る判決あるいは裁判を行う場合、裁判所の判決書、裁定書を提出しなければならない、株主双方による持分譲渡契約あるいは持分引渡証明書と半数以上の他の株主により署名された認可文書の提出は必要ない。株主あるいは発起人の名称あるいは姓名に変更がある場合、株主あるいは発起人の名称あるいは姓名変更証明文書を提出し、変更後の新主体資格証明あるいは自然人身分証明書の写しを提出しなければならない。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

## 外商投資企業の経営範囲変更の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議あるいは決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案あるいは修正済の定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

### 注:

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
- 5、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 6、番号4について、法律、行政法規と国务院決定に基づき、登記前に事前認可を必要とする経営範囲に対する許可である批准文書あるいはおよび許可証明書の写しを提出しなければならない。単に支店の経営許可項目が審査される場合、企業は支店の経営許可項目に関する批准文書、証明書をもって、経営範囲の追加を申請する。追加の経営範囲に「支店の経営に限る」旨追加しなければならない。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

## 外商投資企業の名称変更の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」あるいは「非法人外資企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議あるいは決定
3	法定代表者が署名した定款の修正案あるいは修正済の定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する批准の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

## 注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
- 5、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 6、名称変更の場合、その登記機関に申請を提出しなければならない。名称申請が登記機関の管理権限を越える場合、批准権限を有する上層登記機関に登記機関より送付・報告される。
- 7、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

**外商投資企業の投資者名称変更の際に提出する必要がある文書および  
外商投資企業の投資総額、登録資本金の変更に際して  
提出の必要がある文書および証明書**

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議あるいは決定
3	法定代表者が署名した定款の修正案あるいは修正済の定款
4	減資公告の新聞記事および債務返済報告または債務担保証明
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

**注：**

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、番号 2 について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 5、番号 4 は、減資の場合にのみ適用される。公告日から 45 日以内に、変更登記を申請しなければならない。
- 6、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

## 外商投資企業の住所変更の際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」あるいは「非法人外資企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議あるいは決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案あるいは修正済定款
4	変更後の住所の使用にかかる証明書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書あるいは許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

### 注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出文書が外国語である場合は、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
- 5、番号2は、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 6、番号4について、外商投資企業は移転（原企業登記機関管理地域からの転出）の際に、原企業登記機関に転入地企業登記管理機関の認可文書を提出しなければならない。移転を申請する企業は、原企業登記機関より発行した移転証明を以て、転入地企業登記機関に変更登記を申請する。
- 7、住所変更後、新しい「外商投資企業認可証書」に交換し、副本を1部登記機関に届け出なければならない。外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）の分野に該当しない場合、当該書類を提出する必要はない。
- 8、番号5「審査認可機関の認可文書」は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）の分野に該当しない場合、提出する必要はない。

国家市場監督管理局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

9、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。



## 企業登記（届出）申請書

□ 基本情報（記入必須）			
名称	_____ (グループ親会社名称から記入する必要がある。グループ名称:           グループ 略称:           )		
統一社会信用コード (設立登記の場合、 記入の必要なし)			
住所 (営業場所)	_____省(市/自治区) _____市(地域/盟/自治州) _____ 県(自治県/旗/自治旗/市/区) _____郷(民族郷/鎮/街道) _____ 村(路/社区) _____号		
電話番号		郵便番号	
□ 設立（設立登記のみ）			
法定代表者姓名		会社類型	<input type="checkbox"/> 有限責任会社 <input type="checkbox"/> 株式有限会社 <input type="checkbox"/> 外資有限責任会社 <input type="checkbox"/> 外資株式有限会社
登録資本金	_____万(通貨: <input type="checkbox"/> 人民元 <input type="checkbox"/> その他_____)		
投資総額 (外資会社のみ)	_____万(通貨: _____) 相当_____万米ドル		
設立方式 (株式会社のみ)	<input type="checkbox"/> 発起設立 <input type="checkbox"/> 募集設立	営業期限 経営期限	<input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____年
許可書の申請・受領	<input type="checkbox"/> 紙の許可書の申請・受領 うち、副本 _____部(電子許可書システムは自動入力、紙 の許可書のみ記入が必要)		
経営範囲（「国民経 済産業分類」、関連 規定および会社定款 に基づいて記入す る）	(企業状況に基づき、申請者は「企業登記政府部門情報共有表」を記入しなければなら ない)		

備考:

1. 本申請書は内資、外資会社による設立、変更、届出に適用される。
2. 申請書は A4 紙で使用すべきである。プリントアウトする場合、黒いインク万年筆あるいはサインペンで署名する。手書きで記入する場合、黒いインク万年筆あるいはサインペンではっきりと署名せねばならない。

□変更(変更登記のみ、今回申請と関係がある事項のみ)				
変更事項	元の登記内容		変更後登記内容	
<p>備考:変更事項には名称、住所、法定代表者(姓名)、登録資本金、会社類型、経営範囲、営業期限/経営期限、有限責任会社株主(株主の姓名あるいは企業名称)、株式有限会社発起人の姓名あるいは企業名称を含む。</p> <p>会社名称の変更を申請する場合、名称の中に「集団あるいは(集団)」という漢字を追加する場合、グループ名称、グループ略称(グループ略称がない場合には記入不要。)を記入しなければならない。</p>				
□届出(届出登記のみ)				
事項	<input type="checkbox"/> 董事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> マネジャー <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 定款修正案 <input type="checkbox"/> 連絡員 <input type="checkbox"/> 外国投資者法文書送達受取者			
清算チーム (清算委員会)	メンバー			
	リーダー		連絡電話 番号	

指定代表者あるいは委託代理人の証明(記入必須)

委託権限	1. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 登記資料の写しを審査し、審査意見の表示。 2. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 企業が用意した資料エラーの修正。 3. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 関連書類の記入エラーの修正。 4. 同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 営業許可証および関連文書の受領。			
固定電話番号		携帯電話番号		指定代表者あるいは委託代理人署名

(指定代表者あるいは委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置)

全体株主署名あるいは社印捺印(内資、外資有限責任会社の設立登記のみ):  
 董事会メンバー署名(内資、外資株式有限会社の設立登記のみ):

申請者承諾 ( 記入必須 )

本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、相応の法律責任を負うことを承諾する。

法定代表者署名(設立、変更および清算チーム届出以外の届出のみ)

清算チームリーダー署名(清算チーム届出のみ)

社印捺印

年 月 日

## 添付 1

## 法定代表者情報

本表は設立および法定代表者変更のみに適用される。

姓名		国籍(地域)	
職務	<input type="checkbox"/> 董事長 <input type="checkbox"/> 執行董事 <input type="checkbox"/> マネジャー	選出方式	
身分証明書類型		身元証明書番号	
固定電話番号		携帯電話番号	
住所		Eメールアドレス	
身分証明書の写しの貼付位置			
予定法定代表者署名			
年 月 日			

添付2

## 董事、監事、マネジャーの情報

(法定代表者を務める董事長、執行董事、マネジャーは記入の必要なし)

姓名_____ 国籍(地域)_____ 身分証明書類型_____ 身分証明書番号_____ 職務_____ 選出方式_____
(身分証明書の写しの貼付位置)
備考:1.「職務」は、董事長(執行董事)、董事、マネジャー、監事会主席、監事を指す。上場株式有限会社が独立董事を設置する場合、当該欄に明記すべきである。 2.「選出方式」は会社定款に基づいて記入すべきである。通常、董事、監事の場合、「選出」あるいは「派遣」と記入し、マネジャーの場合、「任命」と記入する。中外合資(合作)企業は上述人員の派遣者を明記すべきである。
姓名_____ 国籍(地域)_____ 身分証明書類型_____ 身分証明書番号_____ 職務_____ 選出方式_____
(身分証明書の写しの貼付位置)
上記の備考を参照
姓名_____ 国籍(地域)_____ 身分証明書類型_____ 身分証明書番号_____ 職務_____ 選出方式_____
(身分証明書の写しの貼付位置)
上記の備考を参照

注：本表がスペース不足の場合、写しで記入してもよい

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

添付 3

### 株主（発起人）、外国投資者出資状況表

単位:万(通貨:  人民元  その他\_\_\_\_)

株主（発起人）、外国投資者の企業名称あるいは氏名	国籍 (地域)	身分証明書 書類型	身分証明書 書番号	承諾出資額	実際出資額	出資期限	出資方式	出資比率

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

添付 4

## 連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		Eメールアドレス	
身分証明書類型		身分証明書番号	
身分証明書の写しの貼付位置			

備考:

1. 連絡員は主に本企業と企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、かつ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、本企業の関係情報を法に基づいて公開する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 『連絡員情報』に変更がない場合、改めて記入の必要はない。



添付5

## 承諾書

\_\_\_\_\_ (登記機関名称):

\_\_\_\_\_ (企業名称) は下記の内容を謹んで承諾する。登記機関は関連審査事項および認可部門を告知した。営業許可書を受領後、本企業は適時に認可部門へ審査手続を行い、行政認可を取得する前に関連経営活動に従事してはならない。もし、登記経営範囲以外の事後審査の必要がある経営活動に従事する場合、事前に経営範囲変更の手続きおよび関連審査手続を申請し、関連認可を取得する前に当該経営活動に従事してはならない。

上述内容に違反する場合、相応の法律責任を自発的に負う。

署名:

年 月 日

備考:

1. 『承諾書』は企業設立および経営範囲変更のみに適用される。
2. 申請者が独立企業法人、非独立企業法人、非独立外商投資企業である場合、法定代表者により署名される。設立の場合、就職準備中の法定代表者により署名される。申請者が外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動に従事する場合、権限がある署名者により署名される。申請者がパートナーシップ企業、外商投資パートナーシップ企業である場合、パートナー全員あるいは委託を受けた執行事務パートナーにより署名される。申請者が個人独資企業である場合、投資者により署名される。変更登記の場合、社印捺印が必要である。外国（地域）企業が中国国内における生産経営活動に従事する場合を除く。
3. 有限責任会社と株式有限会社の支店、非独立企業法人の系列機構は所属企業の法定代表者により署名され、営業企業は所属企業の法定代表者により署名され、個人独資企業の系列機構は所属企業の法定代表者により署名され、パートナーシップ企業の系列機構はパートナーシップ企業執行事務パートナーあるいは委託代表により署名される。設立、変更登記の場合、所属企業の社員捺印が必要である、外国（地域）企業が中国国内における生産経営活動に従事する場合を除く。

添付6

## 外商投資企業法律文書送付授權委託書

授權者： \_\_\_\_\_

被授權者： \_\_\_\_\_

授權範囲： \_\_\_\_\_（被授權者企業名称あるいは氏名）に  
 \_\_\_\_\_（授權者企業名称あるいは氏名）の代理人として、中国国内で企業登記機関の法律文書の受領を授權する。本委託書は授權解除まで有効である。

被授權者住所		郵便番号	
被授權者緊急連絡人		Eメールアドレス	
被授權者緊急連絡人 連絡先電話番号	固定電話番号：		
	携帯電話番号：		

授權者署名または捺印

被授權者署名または捺印

年 月 日

注：

1. 外資投資企業のみ記入。
2. 「外商投資企業法律文書送達授權委託書」は外国（地域）投資者（授權者）が国内法律文書送付受領人（被授權者）と署名するもの。被授權者は外国投資者が設立した、中国国内で生産経営活動に従事する機構、設立予定の企業あるいはその他の国内関連組織または個人でもよい。被授權者、被授權者住所が変更された場合、新たな「外商投資企業法律文書送付授權委託書」に署名し、所属地の登記機関に届出なければならない。